

小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例（令和3年小牧市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法定外空家等)

第2条 条例第2条第4号の空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）とする。

(1) 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(2) 長屋及び共同住宅の住戸及び区画であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(立入調査等)

第3条 条例第6条第3項、第11条第4項、第14条第4項、第21条第5項及び第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1）とする。

2 条例第11条第3項及び第14条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第2）により行うものとする。

(支援)

第4条 条例第9条の規則で定める支援は、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号）第19条第1項の規定により定める小牧市一般廃棄物処理実施計画で行政回収を行うこととする家庭系ごみ及び資源の分別及び運搬を行うこととする。

(勧告)

第5条 条例第10条及び第17条の規定による勧告は、勧告書（様式第3）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第18条第1項の規定による命令は、命令書(様式第4)により行うものとする。

2 条例第18条第3項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第5)とする。

3 条例第18条第3項の意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第6)とする。

4 条例第18条第4項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書(様式第7)により行うものとする。

5 条例第18条第6項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書(様式第8)により行うものとする。

(代執行)

第7条 条例第19条第1項の規定による代執行をする際の様式は、次の各号に掲げる手続又は書面の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告 戒告書(様式第9)

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書(様式第10)

(3) 行政代執行法第4条の証票 執行責任者証(様式第11)

(4) 行政代執行法第5条の規定による費用の納付の命令 代執行費用納付命令書(様式第12)

(緊急安全措置)

第8条 条例第21条第3項の規定による通知及び同条第6項の規定による請求は、緊急安全措置実施通知書兼請求書(様式第13)により行うものとする。

(小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の会長及び副会長)

第9条 条例第23条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和4年2月1日から施行する。

(小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の廃止)

2 小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則(昭和52年小牧市規則第16号)は、廃止する。